

苫小牧市立病院の診療料金に関する条例施行規則の一部改正（案）について

1 改正の趣旨

厚生労働省では、医師の負担軽減や外来医療の質向上を図るため、大病院は紹介・専門外来を担い、「かかりつけ医」が一般的な外来受診の相談を受けるといった「外来医療の機能分化」を推進しています。この機能分化を推進する仕組みとして、令和 4 年 10 月、紹介受診重点医療機関が創設されました。

紹介受診重点医療機関に選定された一般病床数 200 床以上の医療機関は、他の医療機関からの紹介状を持たずに受診した初診患者については 7,000 円以上（非紹介患者初診加算額。歯科は 5,000 円以上）、他の医療機関に文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず受診した患者については 3,000 円以上（再診患者加算額。歯科は 1,900 円以上）の定額負担を設定・徴収することが義務付けられます。

当院は、令和 5 年 9 月 1 日付で紹介受診重点医療機関に選定されました。これにより、上記定額負担を徴収する必要があるため、苫小牧市立病院の診療料金に関する条例施行規則（平成 4 年 3 月 28 日規則第 6 号）に規定する使用料を追加・変更するものです。

2 当院の現状（一般病床数 378 床）

苫小牧市立病院の診療料金に関する条例施行規則第 4 条別表で、非紹介患者初診加算額（初診時特定療養費）を 1,000 円（税抜）に設定しています。

3 当院の考え方と改正の内容

当院では、外来医療の機能分化の推進という制度の趣旨を踏まえるとともに、公立病院として地域の患者さんの負担軽減を考慮し、国の定める額の下限額に設定しようとするものです。

区分		現状 (令和 6 年 2 月 28 日まで)	改正後 (令和 6 年 3 月 1 日から)
非紹介患者初診加算額（税抜）	医科	1, 0 0 0 円	7, 0 0 0 円
	歯科	1, 0 0 0 円	5, 0 0 0 円
再診患者加算額（税抜）	医科	なし	3, 0 0 0 円
	歯科	なし	1, 9 0 0 円